

令和6年度平塚市福祉施設食材料費高騰対策補助金 (障がい福祉サービス) 利用ガイド

平塚市では、**国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金**を活用し、食材料費の物価高騰によって影響を受けた障がい福祉サービスを提供する事業所を運営する事業者の事業継続と当該事業所の利用者への安定した食事の提供を行うため、予算の範囲内において、食材料費の一部を補助します。この補助金の申請に当たっては、食材料費の物価高騰に際し利用者への価格転嫁の抑制に努めていただくようお願いします。

なお、この補助金は、今回限りです。

対象事業所

令和7年3月31日に神奈川県知事の指定、許認可等を受けている次に掲げる平塚市内の事業所

- (1) 施設入所支援を提供する事業所
- (2) 共同生活援助を提供する事業所
- (3) 障害児入所施設

対象経費

令和6年4月1日(又は食事提供開始日)から令和7年3月31日までに対象事業所において使用した食材料費に要する費用

補助金額

1事業所当たり、次に掲げる金額を補助

「利用者1人当たり14,000円×令和7年3月31日における利用者数」

※ 注意事項

- (1) 令和7年3月31日における利用者数には、同日の退所者は含まれません。
- (2) 同一事業所で複数のグループホームを運営している場合は、合算した利用者数です。
- (3) 令和6年4月1日以後に、主に食材料費の物価高騰による影響を受けた食材料費に係る利用者負担分の引上げを実施した事業所にあつては、その引上げ額に応じた金額を補助金額から減額します。その引上げ額が分かる書類を添付してください。
- (4) 令和6年4月2日以後に食事の提供を開始した事業所にあつては、次のとおり算出してください。
「利用者1人当たり14,000円×令和7年3月31日における利用者数×食事の提供開始日の属する月から起算して令和7年3月までの月数÷12月」(10円未満切捨て)
(例) 令和6年9月1日から食事の提供を開始した事業所であつて、令和7年3月31日における利用者数が10人の場合
 $14,000円 \times 10人 \times 7か月 \div 12月 = 81,660円$ (10円未満切捨て)

申請期間

次のページの「1 交付申請」における提出書類を

令和7年(2025年)4月1日(火曜日)から同年5月30日(金曜日)までの期間に御提出ください。

※ 注意事項

- (1) **先着順に受け付け、予算額に達し次第終了**です。
- (2) 申請は、1事業所につき1回限りです。

手続の流れ

1 交付申請



2 交付決定 3 補助金交付

1 交付申請

次に掲げる書類を平塚市役所障がい福祉課に提出してください（郵送又は窓口）。
（郵送の場合） 〒254-8686 平塚市役所障がい福祉課地域生活支援担当 宛て
（大口事業所個別番号のため、所在地の記載は、不要です。）

(1) 交付申請書（第1号様式）

※ 注意事項

ア 事業所の住所（所在地）、名称、代表者職氏名を記入してください（法人ではありません）。

イ 同一法人で複数の事業所を運営している場合は、事業所ごとに提出してください。

ウ 同一事業所で複数のグループホームを運営している場合は、合算した利用者数を「令和7年3月31日における利用者数」欄に記入してください。

エ 「4 利用者負担分の引上げの有無」に「あり」と回答いただいた事業所については、（4）引上げ額を証明する書類を添付してください。

(2) 誓約書（第2号様式）

(3) 令和7年3月31日における利用者数が分かる書類（利用者名簿、部屋割表等）

(4) 令和6年4月1日以後に主に食材料費の物価高騰による影響を受けた食材料費に係る利用者負担分の引上げを実施した事業所にあつては、その引上げ額が分かる書類（利用者へのお知らせ等）

(5) 請求振込依頼書（様式）

2 交付決定

書類の審査により交付が決定した場合は、交付決定通知書（第3号様式）を郵送します。

3 補助金交付

「2 交付決定」で交付を決定した事業所については、その交付決定額を請求振込依頼書で指定された口座に振り込みます。

以 上

問合せ先

〒254-8686

平塚市浅間町9番1号

平塚市役所 障がい福祉課 地域生活支援担当

電話 0463-21-8774（直通）